

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、JWS 陽だまりの郷訪問看護リハビリステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

≪加算内容≫

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに係る施設基準は以下の通りです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- ② 健康保険法第 3 条第 13 項に規定するマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- ③ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ④ ③ の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和 7 年 10 月 1 日

日本福祉サービス株式会社

JWS 陽だまりの郷訪問看護リハビリステーション

管理者：神門雅子